

鳥取県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合西伯店

西伯郡南部町阿賀226-1

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後10時まで

変更後 午前7時30分から午後10時まで

3 変更年月日

平成22年3月12日

4 変更する理由

お客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。

5 届出年月日

平成22年3月8日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年4月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町天萬558

南部町役場産業課

9 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。